

## 厚生労働省から示されたQ & A

Q：病床機能報告において、回復期機能を選択する場合の基準はあるのか。

A：回復期機能については、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」と定義しています。このため、リハビリテーション等を提供していない場合であっても、病棟の患者に対し、主として「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している病棟については、回復期機能を選択することが適当と考えられます。

こうした考え方は、平成29年度病床機能報告の報告マニュアルにおいてもお示ししています。

Q：病床機能報告において回復期機能を選択した病棟では、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料しか算定できず、急性期の入院料や加算等を算定できないのか。

A：病床機能報告は、医療機関の各病棟が担っている医療機能を把握し、その報告を基に、地域における医療機能の分化・連携を進めることを目的として実施しているものであり、いずれの医療機能を選択した場合であっても、診療報酬の選択に影響を与えるものではありません。

この点については、平成29年度病床機能報告の報告マニュアルにおいてもお示ししています。